**□岩内町新築住宅取得補助事業について**

R７.５版

**１．目的について**

　　町内において持ち家の建設及び購入をされる方で若年夫婦世帯や子育て世帯、転入世帯に対し、補助金を交付することで町内への移住及び定住を促進し、町の活性化に寄与することを目的としており、令和８年度までの４年間（注：関連予算が議決された場合に限り。）について実施します。

**２．主な要件について**

**○対象者の要件**

・若年夫婦世帯又は子育て世帯若しくは転入世帯であること。

　・町内で専用住宅を新築（建売住宅購入を含む）又は中古住宅を購入し５年以上居住すること。

　・世帯全員が町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。（岩内町へ転入される方は、世帯全員が転入前の市区町村において上記税の滞納がないこと。）

　・世帯全員が暴力団員でないこと。

　・居住する地域の町内会組織に加入すること。

　・過去にこの補助金を受けていないこと。

　・国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けていないこと。

**○加算の要件**

　１）若年夫婦世帯加算

　　・交付申請をしようとする年度の３月３１日現在において、いずれも４０歳以下の夫婦（法律上の婚姻関係にある夫婦に限る。）のみで構成される世帯で、かつ、同居する世帯。

　２）子育て世帯加算

　　・交付申請時に同居する中学生以下の子を扶養している世帯又は母子健康手帳の交付を受けている出産予定の子がいる世帯。

　３）転入世帯加算

　　・交付申請の日から起算して、３年以内に岩内町に転入した世帯。

　　・転入日より前の３年間岩内町に居住していない世帯。

　４）町内業者加算

　　・施工業者が建築工事業の建設業許可を受けた町内に本店を有する事業者であること。

**○対象住宅の要件**

　　・令和６年４月1日以降に新築に係る工事請負契約、新築住宅（登記後１年以内のもの）の売買契約を締結したもの。

　　・専用の台所その他の家事スペース、便所、洗面所、浴室及び適正な居住室を有する専用住宅であること。

　　・延べ床面積が７５㎡以上確保されていること。

　　・建築基準法その他関係法令に違反していないこと。

　　・交付対象者又はその配偶者の所有であり、所有者名義の所有権の保存登記又は移転登記の手続きがされていること。

　　・北方型住宅の基準を満たし、『きた住まいるサポートシステム』に登録されていること。

**３．補助金額について**

　　○基本額　　　　　１戸当たり５０万円

　　○加算額

　　　①若年夫婦世帯　１戸当たり５０万円

　　　②子育て世帯　　中学生以下のお子さん１人あたり５０万円

（最大３人分まで）

　　　③転入世帯　　　１戸当たり５０万円

　　　④町内業者施工　１戸当たり５０万円

**４．交付申請期限について**

・補助金支払い見込み額が予算額を超えるまで。

※令和８年２月末日までに実績報告を行うことが必要です。

**５．提出書類について　※郵送による提出は受付けません**

**１）補助金交付申請時に提出する書類**

　　・岩内町新築住宅取得補助金チェックリスト（交付申請用）【町様式】

　　・岩内町新築住宅取得補助金交付申請書【様式第1号】

　　・誓約書兼同意書【様式第２号】

　　・付近見取図、配置図、各階平面図

　　○子育て世帯加算を申込む場合

　　・出産予定のお子さんが対象となる場合にあっては、母子健康手帳その他の出産を予定していることが確認できる書類の写し

**２）補助金実績報告時に提出する書類**

　　・岩内町新築住宅取得補助金チェックリスト(実績報告用) 【町様式】

　　・岩内町新築住宅取得補助金実績報告書【様式第７号】

　　・交付対象住宅の所在地に住民登録後の世帯全員の住民票

※続柄が記載され実績報告日前３カ月以内に発行されたもの

　　・建築基準法第７条第５項の規定による検査済証の写し

　　・土地及び建物の全部事項証明書

　　・土地賃貸契約書の写し（借地の場合）

　　・付近見取図、配置図、各階平面図

　　・完成写真（外観４面、台所、便所、洗面所、浴室、各居室）

　　・きた住まいる制度要綱第２（３）に定める住宅ラベリングシートの写し

　　・町内会等加入証明書【様式第８号】

　　・工事請負契約書又は住宅購入契約書の写し

　　・その他町長が必要と認めるもの

**３）補助金請求時に提出する書類**

　　・岩内町持ち家取得補助金請求書【様式第10号】

　　・口座振替申出書【町様式】

**※このパンフレットの内容は、令和７年５月時点の内容であり、今後変更となる場合もありますので、詳しくは、令和７年度交付申請時に建築係（0135-67-7097）にご確認ください。**

**６．申請の流れについて**

|  |  |
| --- | --- |
| １．補助金交付申請 | 申請者が必要書類を添えて、都市整備課建築係へ提出します。  **○申請受付期間**  **・令和７年７月１日から**  **注１：交付申請は、住宅の工事又は売買の契約が令和６年４月１日以降のものに限ります。**  **注２：補助金支払い見込み額が予算額を超えた時点で、申請の受付を終了させていただきます。** |
|  |  |
| ２．審査 | 補助要件の確認  ※要件を満たさない場合は不受理となります。 |
|  |  |
| ３．交付決定通知 | 補助金の交付・不交付の通知をします。 |
|  |  |
| ４．実績報告 | 補助金の交付決定通知を受けた方は、交付対象住宅の所在地に住民登録後、速やかに実績報告を行ってください。  **○報告期限：令和８年２月末日まで** |
|  |  |
| ５．審査 | 補助要件の最終確認。 |
|  |  |
| ６．補助金額の  確定通知 | 補助金の確定額の通知をします。なお、要件に不備がある場合は、交付決定の取消通知をします。 |
|  |  |
| ７．補助金請求 | 補助金額の確定通知を受けた方は、速やかに請求書を提出してください。  **○請求期限：令和８年３月１６日まで** |